

# 奈良市公報

第 2 2 9 号

平成20年2月1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

(平成20年1月4日揭示済)

## 目次

### 告 示

- 奈良市月ヶ瀬観光会館の臨時開館…………… 1
- 住居番号の設定…………… 1
- 都市計画地区計画の原案の公衆縦覧…………… 1
- 放置自転車等の処分…………… 1
- 開発行為に関する工事の完了…………… 2
- 土地収用法に基づく裁決申請書等の写しの公衆縦覧… 2
- 土地収用法に規定する明渡裁決の申立てに係る書類の公衆縦覧…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 3
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 3
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 一般競争入札の実施…………… 4
- 予防接種の実施の一部改正…………… 5

### 公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 5

### 教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 6
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則…………… 6
- 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 6

### 農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 6

## 告 示

### 奈良市告示第1号

奈良市月ヶ瀬観光会館条例（平成17年奈良市条例第43号）第4条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開館します。

平成20年1月4日

奈良市長 藤原 昭

施設名	臨時に開館する日
奈良市月ヶ瀬観光会館	平成20年2月14日(木)、同月21日(木)及び同月28日(木)並びに同年3月6日(木)、同月13日(木)、同月20日(木)及び同月27日(木)

### 奈良市告示第2号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成20年1月7日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成20年1月7日揭示済)

### 奈良市告示第3号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成20年1月7日

奈良市長 藤原 昭

- 1 地区計画等の種類  
地区計画
- 2 地区計画の名称  
鶴舞西町地区地区計画
- 3 地区計画の位置  
奈良市鶴舞西町の一部
- 4 地区計画の区域  
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積  
約7.0ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間  
平成20年1月8日から平成20年1月22日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法

この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に必要事項を記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、平成20年1月29日必着で奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に提出してください。別紙図面省略

(平成20年1月7日揭示済)

### 奈良市告示第4号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有

者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成20年1月8日

奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠  
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日  
平成20年1月22日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日  
平成19年10月1日、同月5日、同月9日、同月12日、同月15日から同月17日まで、同月19日、同月22日、同月24日、同月26日及び同月29日

(平成20年1月8日揭示済)

奈良市告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年1月9日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号  
平成19年10月15日 奈良市指令都整開 第07A-28号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
  - (1) 開発行為 平成20年1月9日 第1093号
  - (2) 公共施設 平成20年1月9日 第476号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市学園大和町二丁目225番地、216番地の2の一部及び224番地の1の一部並びに中町739番地の5
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良県大和郡山市田中町818番地の1  
シマ建設株式会社  
代表取締役 小島健一
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 道路  
奈良市学園大和町二丁目225番地、216番地の2及び224番地の1の各一部
  - (2) 下水道  
奈良市学園大和町二丁目225番地及び216番地の2の各一部

(平成20年1月9日揭示済)

奈良市告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から土地収用法に基づく裁決

申請書及び添付書類の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は、同法第43条第1項の規定により奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成20年1月9日

奈良市長 藤原 昭  
記

- 1 起業者の氏名及び住所  
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 2 事業の種類  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業  
3・2・100号 三条菅原線
- 3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市四条大路一丁目	792番1	宅地	宅地

- 4 縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所都市計画課
- 5 縦覧期間  
公告の日から平成20年1月23日まで  
(平成20年1月9日揭示済)

奈良市告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第47条の4第1項の規定により、奈良県収用委員会から同法第47条の3第1項に規定する書類の送付を受けたので、同条第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、同法第47条の4第2項において準用する同法第43条第1項の規定により奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成20年1月9日

奈良市長 藤原 昭  
記

- 1 起業者の氏名及び住所  
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 2 事業の種類  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業  
3・2・100号 三条菅原線
- 3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市四条大路一丁目	792番1	宅地	宅地

- 4 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所都市計画課

5 縦覧期間

公告の日から平成20年1月23日まで  
(平成20年1月9日掲示済)

奈良市告示第8号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年1月10日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年1月10日

3 移動対象区域

近鉄あやめ池駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条

例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市市民生活部市民安全室地域安全課  
電話0742-34-1111代表

(平成20年1月10日掲示済)

奈良市告示第9号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年1月11日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
飯田眼科	奈良市西大寺東町二丁目1-63サンワシティ西大寺3階	平成20年1月7日
ハートランドケア訪問看護ステーション紀寺	奈良市白毫寺町835-1大和紀寺ビル1階	平成19年11月1日

(平成20年1月11日掲示済)

奈良市告示第10号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま

したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年1月11日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
羽田眼科	奈良市西大寺東町二丁目1-63サンワシティ西大寺3F	平成19年12月31日
サン薬局 宝来店	奈良市宝来三丁目16-4	平成19年12月30日

(平成20年1月11日掲示済)

奈良市告示第11号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありま

したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年1月11日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
伏見診療所	奈良市西大寺赤田町一丁目4-6	平成19年12月8日
訪問看護ステーションわかば	奈良市あやめ池南四丁目1-67	平成15年2月24日

(平成20年1月11日掲示済)

**奈良市告示第12号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年1月11日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成20年1月11日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成20年1月11日揭示済)

**奈良市告示第13号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年1月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 入札に付する事項  
水質改善下水道築造工事（単6）三松二丁目地内ほか23件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
  - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
  - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
  - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。  
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
  - (1) 日時  
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 場所

- 告示日から平成20年1月18日までは入札控室、同月19日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所  
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時  
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項  
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
  - (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
  - (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
  - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
  - (4) 郵便入札の無効
    - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
    - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
    - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
    - エ 入札書に記名押印のない入札
    - オ 入札金額を訂正した入札
    - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
    - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
    - ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
    - ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- 8 入札参加申請  
入札参加を申請する者は、告示日から平成20年1月18日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
  - (1) 審査機関  
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
  - (2) 入札参加者の決定通知  
平成20年1月21日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 その他
  - (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
  - (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
  - (3) 問い合わせ先  
奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課  
電話 0742-34-4743  
別表省略

(平成20年1月15日揭示済)

### 奈良市告示第14号

平成19年奈良市告示第185号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成20年1月15日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成20年1月15日揭示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市水道局告示第1号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。)第2条の規定により公告します。

平成20年1月15日

奈良市水道事業管理者  
中尾 一郎

#### 1 入札に付する事項

舗装工事、市内神功一丁目～神功二丁目地内他4件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

#### 3 設計図書等を示す日時及び場所

##### (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

##### (2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

#### 4 入札の場所

水道局4階 大会議室(北側)

#### 5 入札の日時

別表のとおり

#### 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

#### 7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

#### 8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年1月18日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

#### 9 入札参加資格の審査及び決定

##### (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

##### (2) 入札参加者の決定通知

平成20年1月21日までに入札参加申請者に通知します。

#### 10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

##### (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200(内線)223

別表省略

(平成20年1月15日揭示済)

## 教育委員会

### 奈良市教育委員会告示第1号

平成20年1月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成20年1月9日

奈良市教育委員会  
委員長 小谷勝彦

- 1 日時  
平成20年1月15日（火）  
午前10時から
  - 2 場所  
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
  - 3 会議に付すべき事件  
教育長報告  
    - (1) 人事について
    - (2) 平成20年度奈良市立幼稚園主任候補者及び園長候補者試験実施要項について
    - (3) 奈良市鴻ノ池陸上競技場の改修について
    - (4) 第61回奈良市民体育大会冬季大会スキー競技会の開催について
- 議事
- 議案第50号 奈良市学校規模適正化実施方針について  
 議案第51号 人事について  
 議案第52号 教育委員会規則等の一部改正について  
 議案第53号 奈良市小中一貫教育基本計画について  
 議案第54号 奈良市社会教育委員の委嘱について  
 議案第55号 平成20年度補助するスポーツ団体に関する諮問について  
 議案第56号 奈良市体育施設条例の一部を改正する条例について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について  
傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成20年1月9日揭示済)

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月15日

奈良市教育委員会  
委員長 小谷勝彦

### 奈良市教育委員会規則第1号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則  
学校教育法施行細則（昭和32年奈良市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「第26条」を「第54条」に改める。

第4条中「第28条」を「第58条」に、「第55条」を「第79条」に改める。

第9条中「第42条」を「第34条」に改める。

第15条中「第28条第3項」を「第37条第3項」に改める。

第21条中「第59条」を「第90条」に改める。

第26条中「第15条」を「第28条」に改める。

別記第10号様式中「第91条」を「第144条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成20年1月15日揭示済)

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月15日

奈良市教育委員会  
委員長 小谷勝彦

### 奈良市教育委員会規則第2号

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年奈良市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第26条第1項」を「第35条第1項」に改める。

第31条中「第23条の2」を「第48条」に、「第55条」を「第79条」に改める。

第31条の2中「第23条の3」を「第49条」に「第55条」を「第79条」に改める。

別記第9号様式中「第26条（第40条）」を「第35条（第49条）」に改める。

別記第10号様式中「第13条」を「第26条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成20年1月15日揭示済)

## 農業委員会

### 奈良市農業委員会告示第1号

奈良市農業委員会平成20年1月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成20年1月4日

奈良市農業委員会  
農地部会長 大門善之助  
記

- 1 日時  
平成20年1月15日（火） 午後2時30分
- 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
- 3 審議案件  
(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及

び第5条に関する許可申請及び届出について

- (2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
- (6) 農地法第25条第2項の規定による通知の受理について
- (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて
- (9) 知事許可について(12月許可分)
- (10) 非農地証明について(12月分)

(平成20年1月4日揭示済)

## 奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。